

計画作成年度	令和6年
計画主体	鶴居村

鶴居村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業振興課林政係
 所 在 地 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
 電 話 番 号 0154-64-2114
 F A X 番 号 0154-64-2577
 メールアドレス rinsei@vill.tsurui.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	○鳥類 カラス類（ハシブトガラス・ハシボソガラス） ハト類（カワラバト・キジバト） タンチョウ ○獣類 キツネ タヌキ エゾシカ ヒグマ
計画期間	令和7年度から令和9年度まで
対象地域	鶴居村全域及び標茶町の一部（村内酪農家等の耕作地）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額(千円)	被害面積(ha)
カラス類	乳牛	1,782	45頭
	青刈りトウモロコシ畑	95	0.27
	飼料等	1,569	—
ドバトハト類	飼料等	97	—
タンチョウ	青刈りトウモロコシ畑	1,093	3
	飼料等	371	—
キツネ	飼料等	52	—
タヌキ	飼料等	1,042	—
エゾシカ	牧草畑	55,636	237
	青刈りトウモロコシ畑	2,201	6
	飼料等	2,280	—
ヒグマ	青刈りトウモロコシ畑	249	1

（2）被害の傾向

鶴居村における鳥獣による被害については、村内全域で農作物等の被害が発生しており、被害金額は令和3年度で125,149千円、令和4年度で77,756千円、令和5年度で66,467千円と推移している。

①カラス類

村内全域、特に農業用施設周辺に数多く出没し、家畜用の飼料等に被害が発生している。また、乳牛の身体を傷つけたり、排せつ物によって施設等が汚染されるほか、家畜伝染病を運ぶ恐れもある。青刈りトウモロコシ畑では、播種直後の種子が食べられたり、発芽苗を抜き取る被害も発生している。

市街地においては、地中の虫を食べるために公共施設等の芝生がめくられたり、繁殖時期には通行人が襲われる被害も発生している。

②ハト類

村内全域の農業用施設周辺に生息し、家畜用の飼料等に被害が発生している。また、排せ

つ物によって施設等が汚染される被害も発生している。

③タンチョウ

村の代表的な観光資源であり、冬場の給餌をはじめ、村内でも様々な保護活動が行われているが、青刈りトウモロコシ畑では播種直後の種子が食べられたり、発芽苗を抜き取る被害も発生している。また、農業用施設周辺では家畜用の飼料等やスタックサイレージの保護シートが破損する被害が発生している。

④キツネ

村内全域、特に農業用施設周辺に数多く出没し、家畜用の飼料等への寄り付きや仔牛が被害を受けることもある。

⑤タヌキ

村内全域、特に農業用施設周辺に数多く出没し、家畜用の飼料等への寄り付きやため糞により施設等が汚染されるほか、ダニ類や家畜伝染病を運ぶ恐れもある。

⑥エゾシカ

村内全域、特に牧草畑に数多く出没し、牧草畑（特に更新後の新播）に被害が発生している。農業用施設では家畜用の飼料やラップサイレージ、森林内では樹木の新芽や樹皮、植栽苗木等に被害が発生することもある。また、一般道における衝突事故も発生している。

⑦ヒグマ

村内全域で目撃され、特に中幌呂地区や中久著呂地区で青刈りトウモロコシの黄熟時期に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
カラス類	3,446千円	2,412千円
ハト類	97千円	67千円
タンチョウ	1,464千円	1,024千円
キツネ	52千円	36千円
タヌキ	1,042千円	729千円
エゾシカ	60,117千円	42,081千円
ヒグマ	249千円	174千円
合計	66,467千円	46,523千円

※軽減目標は3か年で30%の減少

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	村猟友会(鳥獣被害対策実施隊)と協力しながら、銃器による捕獲等を実施したほか、対象鳥獣に合わせた捕獲わなを導入し、捕獲効率の充実に努めてきた。 また、新規ハンターを奨励し、狩猟免許等の取得経費を助成することで、担い手の確保に努めてきた。 捕獲等した個体は可能な限りシビエ利用するとともに、残滓回収施設を設置して適切な処理を進めてきた。	若い担い手が増えたことで実施隊員の若返りが図られ、捕獲数も伸びている一方で、奨励金や個体処理など捕獲等に係る村の負担も増加しており、バランスを見極めることが今後の課題。 また、導入した捕獲わな効率的に稼働できる体制づくりが必要。
防護柵の設置等に関する取組	各農場において管理するほ場について電気牧柵を設置している。 また、期間限定ではあるが防護柵設置に対する助成を行い、各々で被害防除できる体制づくりに努めてきた。 防護柵で対応できない鳥類、特にタンチョウについては追い払い事業を実施し、青刈りトウモロコシの播種時期における防除にあたっている。	青刈りトウモロコシ畑については、そのほとんどが電気牧柵で防除されているが、牧草地については、面積が広大であり防除には至っていない。
生息環境管理その他の取組	蓋付きのごみ集積所を設置するなど地域ぐるみで鳥類の被害対策を実施している。 また、ヒグマ勉強会を実施してヒグマの生態への理解を深め、寄り付かせない環境づくりに取り組んでいる。	通行人や芝生などカラスの被害が発生しており、市街地における防除対策を検討する必要がある。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止を図るため、銃器やわなによる捕獲等を中心に、これまで実施してきた防除対策等を継続して実施するとともに、「対象鳥獣の捕獲等」、「被害地の防除」、「防除に係る環境づくり」の視点から総合的な対策を実施する。 「対象鳥獣の捕獲等」については、捕獲活動を担っている村猟友会への活動支援のほか、実施隊員が活動しやすい環境づくり、捕獲活動経費の助成等を継続して実施する。また、導入した捕獲わなを効率的に活用しながら、対象鳥獣の捕獲等を推進する。 「被害地の防除」については、防護柵の導入を推進しながら被害地の軽減を図るほか、タンチョウによる被害の軽減（追い払い事業）を継続して実施する。 「防除に係る環境づくり」については、鳥獣の餌場にならない集落を目指し、生ごみや残滓の適正処理を推進し、必要に応じて周知徹底を図る。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による捕獲等を推進するとともに、隊員相互の情報共有と若い隊員の育成を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	中型獣類 キツネ タヌキ	捕獲わなの経年劣化が進んでいることから、新たに数基の捕獲わなを導入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去3か年の捕獲実績を参考に捕獲計画数を設定する。 ○令和3年度から令和5年度平均捕獲実績 カラス類 1,494羽 ハト類 87羽 キツネ 35頭 タヌキ 105頭 エゾシカ 2,442頭 ヒグマ 3頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス類	1,500羽	1,500羽	1,500羽
ハト類	30羽	30羽	30羽
キツネ	50頭	50頭	50頭
タヌキ	50頭	50頭	50頭
エゾシカ	2,600頭	2,600頭	2,600頭
ヒグマ	被害状況に応じた捕獲		

捕獲等の取組内容
村全域において通年捕獲を基本とする。 カラス類、ハト類については、銃器よりもわなによる捕獲等が効率的であることから、夏季から秋季にかけて重点的に捕獲等を実施する。 タンチョウについては、特に被害を多い下雪裡地区と下久著呂地区において、青刈りトウモロコシ播種時期に追い払い事業を実施する。 キツネとタヌキについては、農業用施設用地周辺を中心に、はこわなによる捕獲等を実施する。

エゾシカについては、実施隊員による銃器による捕獲等を実施する。
ヒグマについては、北海道が定めるヒグマ管理計画に基づき、問題個体を発生させない地域づくりに努めつつ、段階ごとに適切な対応を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカとヒグマについては警戒心が強いため、散弾銃を使用した捕獲では有効射程距離に接近する前に逃走される可能性が高い。また、いずれも体格が大きく散弾銃の殺傷力では不十分である場合も考えられる。このことから、ライフル銃の所持許可要件を満たす実施隊員については、殺傷力が高く有効射程距離が長いライフル銃による捕獲が効果的であると考えられる。なお、ライフル銃を使用する際は、矢先やバックストップの確認等、十分安全面に配慮したうえで使用するものとする。

捕獲予定場所はエゾシカ、ヒグマともに村内一円とし、実施予定時期は4月から翌年3月までとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鶴居村一円	エゾシカ
鶴居村一円	タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	該当なし	該当なし	該当なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	該当なし	該当なし	該当なし

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

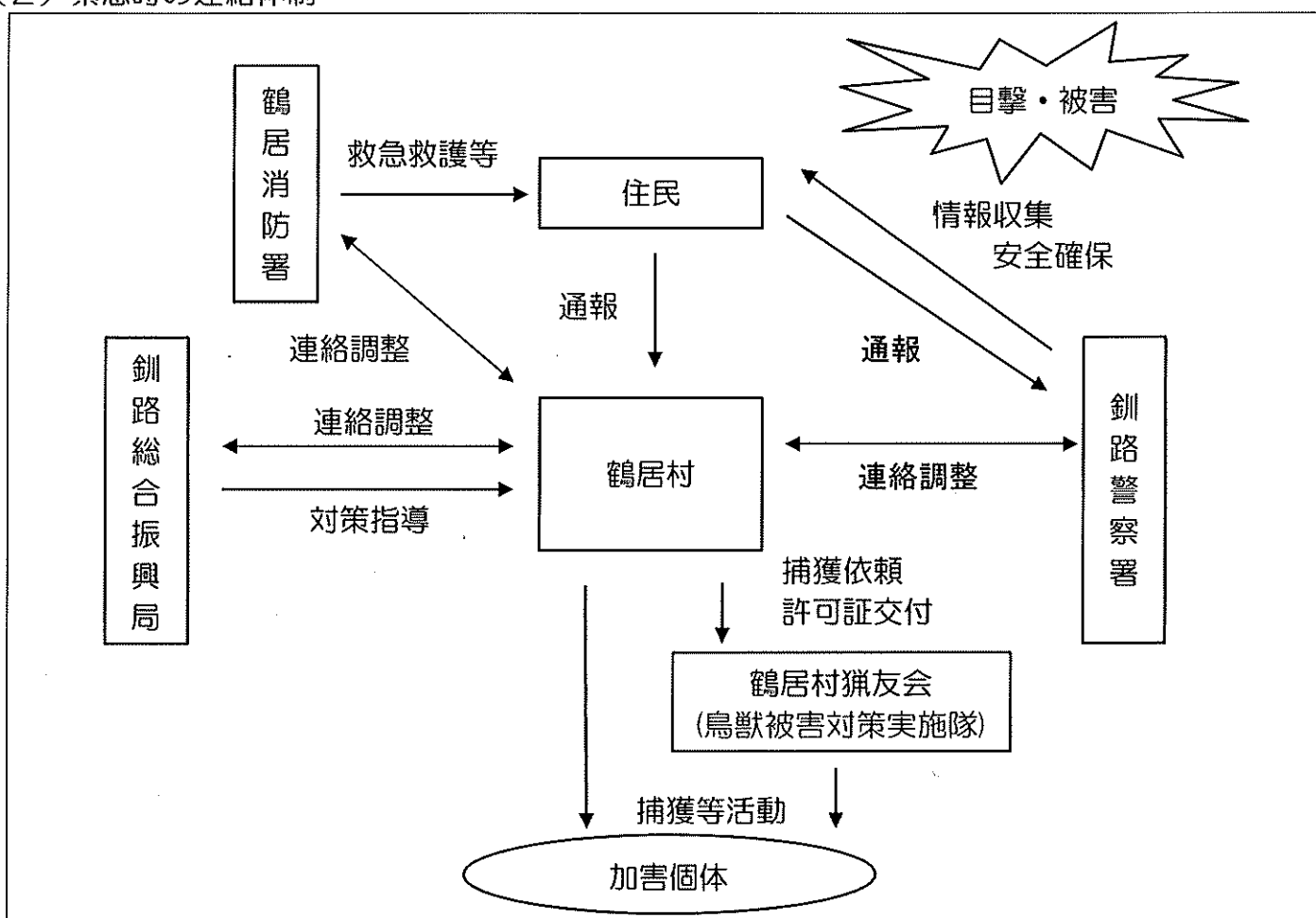
年度	対象鳥獣	取組内容

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の
対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鶴居村	情報収集及び被害調査、連絡調整、広報活動、対象鳥獣の捕獲活動
釧路総合振興局環境生活課	鳥獣被害に関する調査、情報提供及び広域的な調整と捕獲許可等の実施
釧路警察署	情報収集、住民周知と安全確保等
釧路北部消防事務組合鶴居消防署	救急救護の対応等
鶴居村猟友会(鳥獣被害対策実施隊)	対象鳥獣の捕獲活動

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、持ち帰りを原則とし、自家消費または一般廃棄物として適切に処理する。地形的な要因等によりやむを得ず持ち帰りが困難な場合にあっては「埋設」による処理とする。捕獲個体が食用等に適している場合は、食肉加工業者への搬入も可能とする。また、ヒグマについては研究機関へ検体を提供する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲したエゾシカ、ヒグマの利用にあたっては、村内の食肉処理加工業者において食肉及びペットフード用等として、可能な限りその有効活用に努める。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鶴居村野生鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
鶴居村役場産業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
鶴居村猟友会	野生鳥獣関連情報の提供と対象鳥獣の捕獲活動を行う。
鶴居村タンチョウ愛護会	タンチョウ保護活動からの鳥獣の保護に関する業務を行う。
伊藤タンチョウサンクチュアリ	〃
タンチョウコミュニティ	〃
鶴居村教育委員会	〃
鶴居村森林組合	民有林に関する野生鳥獣関連情報の提供を行う。
釧路丹頂農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導や情報提供を行う。
釧路北部事務組合鶴居消防署	鳥獣被害対策に係る人身事項発生時の救助・支援等を行う。
鶴居村鶴居地区集落	被害状況の把握・情報共有を行う。
鶴居村幌呂地区集落	〃

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
環境省釧路自然環境事務所	アドバイザーとして野生鳥獣関連や被害防止技術の情報提供を行う。
釧路総合振興局環境生活課	〃
北海道鳥獣保護員	〃
釧路総合振興局農務課	オブザーバーとして野生鳥獣関連や被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
釧路総合振興局林務課	〃
釧路総合振興局森林室音別事務所	〃
根釧西部森林管理署	〃
釧路農業改良普及センター	〃
阿寒摩周国立公園エゾシカ対策協議会	〃

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー	〃
株式会社末楽来工房	エゾシカ肉の処理加工・販売

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度に鶴居村鳥獣被害対策実施隊を設置。 平成25年度から被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる鶴居村猟友会員を実施隊員に任命して、対象鳥獣の捕獲等の被害対策の充実を図っている。 ○隊員数25名（令和6年4月1日現在） 鶴居村役場職員 2名 鶴居村猟友会員 27名 その他の隊員 1名
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

村内における農林作物の被害は、依然として高い水準である。なお、山間部の集落は、林地や農地が広範囲に広がっているため、地域農家のみでの被害防護柵等の設置実施することが困難である場合には、請負を検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等と連携しながら、講演会や情報交換会、現地研修会の共同開催を推進する。
--

鶴居村野生鳥獣被害対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は鶴居村野生鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域における鳥獣による農林水産業及び生活環境に係る被害の軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 鳥獣被害防止対策に関すること。
- (2) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 調査、研究活動の推進に関すること。
- (4) その他目的達成上必要な事項に関すること。

(構成員等)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

鶴居村、釧路丹頂農業協同組合、鶴居村森林組合、鶴居村猟友会、鶴居村タンチョウ愛護会、
(公財)日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、タンチョウコミュニティ、
鶴居村教育委員会、鶴居消防署、鶴居村鶴居地区集落、鶴居村幌呂地区集落

2 協議会は、目的達成のため必要に応じ構成員以外のものの出席を求め意見を徴すること及び現地調査等を依頼することができる。

(総会)

第5条 協議会は、定期総会を年1回開くほか、必要に応じて臨時総会を随時開くことができる。

2 総会の議長は、会長があたる。

(総会の付議事項)

第6条 総会には、次の事項を付議するものとする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収支予算及び決算
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の設定及び改廃
- (5) その他必要と認める事項

(役員)

第7条 協議会に、構成員の互選により、次の役員をおく。

会 長 1名
副会長 1名
監 事 2名

(役員の任務)

第8条 会長は、この協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故のあるときは、これを代表する。

3 監事は、会務を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2ヵ年とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、鶴居村役場産業振興課内に事務局を設ける。

2 協議会は、業務の適正な執行のため事務局長を置く。

3 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金・補助金・交付金・その他をもって充てる。

2 前項の補助金及び交付金の取扱いのため、特別会計を設置する。

(経費の取扱い)

第12条 協議会の経費の取扱い方法は、別に定める規定による。

2 事務局は、協議会の事業に要する経費に係る補助金の受領、管理等の会計事務を行うことができる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第14条 その他この会則に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年12月5日から施行する。

2 設立当時の役員の任期は、第5条の規定に関わらず平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年2月10日から施行する。

2 この規約の施行に際し、現に任に当たっている役員については、次の総会が開催されるまでその任に当たることとする。

附 則

この規約は、令和3年4月9日から施行する。